経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報調査室及び技術調査室）	（情報調査室）
第二十条　安全保障貿易管理政策課に、情報調査室及び技術調査室を置く。	**第二十条**　安全保障貿易管理政策課に、情報調査室を置く。
2　情報調査室は、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査室の所掌に属するものを除く。）。	2　情報調査室は、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。
3　［略］	3　［略］
4　技術調査室は、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する情報のうち技術に係るものの収集及び分析に関する事務をつかさどる。	［新設］
5　技術調査室に、室長を置く。	［新設］
（サービス産業室及び教育産業室）	（サービス産業室）
第三十二条の二　サービス政策課に、サービス産業室及び教育産業室を置く。	**第三十二条の二**　サービス政策課に、サービス産業室を置く。
2　サービス産業室は、経済産業省の所掌に係るサービス業の発達、改善及び調整に関する事務（資源エネルギー庁及び製造産業局並びに他課及び教育産業室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	2　サービス産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。
［削る］	一　経済産業省の所掌に係るサービス業の発達、改善及び調整に関すること（資源エネルギー庁及び製造産業局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
3　［略］	二　生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の施行に関すること。
4　教育産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。	3　［略］
一　経済産業省の所掌に係る教育産業の発達、改善及び調整に関すること。	［新設］
二　生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の施行に関すること。	［新設］
5　教育産業室に、室長を置く。	（総務企画部の所掌事務）
（総務企画部の所掌事務）	**第二百二十九条**　［略］
第二百二十九条　［略］	2　北海道経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。
2　北海道経済産業局及び東北経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。	（産業部の所掌事務）
（産業部の所掌事務）	**第二百三十一条**　［略］
第二百三十一条　［略］	1・2　［略］
1・2　［略］	3　東北経済産業局、中国経済産業局及び四国経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。
3　中国経済産業局及び四国経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。	4～6　［略］
4～6　［略］	